

下関市規則第51号

令和5年4月17日

下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例施行規則をここに公布する。

下関市長 前田 晋太郎

下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例（令和4年条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(近隣関係者)

第2条 条例第2条第7号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業区域に隣接する土地及び当該土地に存する建物の所有者並びにこれらについて使用することができる権限を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
(事前協議の届出)

第3条 条例第5条の事前協議を行おうとする事業者は、太陽光発電事業に関する事前協議届出書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該事前協議に係る事業計画に応じて、その必要がないと認めるときは、これらの書類又は当該書類において明示すべき事項の一部を省略させることができる。

- (1) 太陽光発電施設の位置図
- (2) 事業区域図
- (3) 太陽光発電施設の配置計画図
- (4) 現況写真
- (5) 当該太陽光発電事業の実施により、生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境に一定の影響があると考えられる場合は、その考えられる影響の内容及び当該影響への対応方針を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事業計画の届出)

第4条 条例第7条の規定による届出を行おうとする事業者は、太陽光発電事業に関する事業計画届出書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長は、その必要がないと認めるときは、これらの書類又は当該書類において明示すべき事項の一部を省略させることができる。

(1) 太陽光発電施設の位置図

(2) 現況平面図・縦断面図・横断面図及び現況写真

(3) 太陽光発電施設の配置計画図

(4) 事業区域の求積図

(5) 排水計画平面図

(6) 太陽光発電事業に関する近隣関係者への説明記録(様式第2号別紙)

(7) 条例第6条第4項の規定による近隣関係者の意見を踏まえた必要な措置を今後講じる場合又は当該措置を既に講じた場合は、その内容を記載した書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第7条の規定による届出を受けた太陽光発電事業が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該区域を管轄する市町村の長及び関係する行政機関の長等に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

(施設設置の届出)

第5条 条例第8条の規定による届出を行おうとする事業者は、太陽光発電施設設置届出書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1項第1号及び第3号から第7号までに掲げる書類

(2) 太陽光発電施設の設置後の状況が分かる写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類のうち、その内容が前条第1項の規定により市長に提出した書類の内容と同一であるものについては、事業者は、その提出を省略することができる。

(施設設置の変更の届出)

第6条 条例第9条の規定による届出を行おうとする事業者は、太陽光発電施設設置変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第9条ただし書の規則で定める軽微な変更は、近隣関係者の生活環境及び景観に影響を与えるおそれがない変更(事業者及び保守点検責任者に係る変更を除く。)で、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の面積の縮小
- (2) 太陽光発電設備の出力の縮小
- (3) その他市長が認める軽微な変更
(標識の記載事項等)

第7条 条例第10条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名、住所及び連絡先(法人にあっては、名称、代表者の役職及び氏名、主たる事務所の所在地並びに連絡先)
- (2) 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積
- (3) 太陽光発電施設の出力
- (4) 太陽光発電事業の実施予定期間
- (5) 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名、住所及び連絡先(法人にあっては、名称、代表者の役職及び氏名、主たる事務所の所在地並びに連絡先)

2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

(廃止の届出)

第8条 条例第12条の規定による届出を行おうとする事業者は、太陽光発電事業廃止届出書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電施設の撤去前後の状況が分かる写真
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(身分証明書)

第9条 条例第14条第2項の身分を示す証明書は、様式第6号による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第3項に規定する既存施設の事業者に対する第5条第1項の規定の適用については、同項中「事業者」とあるのは「既存施設の事業者」と、「前条第1項第1号及び第3号から第7号まで」とあるのは「前条第1項第1号」とする。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

事業者 住所
氏名
電話番号

太陽光発電事業に関する事前協議届出書

下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例第5条の規定により、下記のとおり事前協議を行いたいので届け出ます。

記

事業区域の所在					
事業区域の面積	m ²				
事業実施工程	設置工事着手予定年月日		年 月 日		
	運転開始予定年月日		年 月 日		
	事業廃止予定年月日		年 月 日		
土地の現況（地目及び面積）	宅地	農地	山林	その他	合計
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
土地の権利関係 （該当するものに○）	自己所有地 売買 借地				
土地への影響 （該当するものに○）	土地造成（切土・盛土） 木竹伐採				
発電設備の出力	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1; border-bottom: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> kW </div> <p style="font-size: small;">（太陽光発電設備の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい値を記入）</p>				

備考	
----	--

- 注1 事業者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記入すること。
- 2 事業区域の面積は、整数で記入すること。
- 3 発電設備の出力は、50kW以上は小数点以下を切り捨て、50kW未満は小数点以下第1位(小数点以下第2位を切捨て)まで記入すること。

(添付書類)

- (1) 太陽光発電施設の位置図
- (2) 事業区域図(土地の形質変更又は木竹の伐採を行おうとする場合は、該当する土地の範囲を示すこと。)
- (3) 太陽光発電施設の配置計画図
- (4) 現況写真
- (5) 実施する太陽光発電事業が生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境に与える影響の内容及び当該影響への対応方針を記載した書類(影響があると考えられる場合のみ。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（宛先） 下関市長

事業者 住所
氏名
電話番号

太陽光発電事業に関する事業計画届出書

下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例第7条の規定により、
下記のとおり太陽光発電事業の事業計画を届け出ます。

記

事業区域の所在					
事業区域の面積	m ²				
事業実施工程	設置工事着手予定年月日	年 月 日			
	系統連系予定年月日	年 月 日			
	運転開始予定年月日	年 月 日			
	事業廃止予定年月日	年 月 日			
土地の現況（地目 及び面積）	宅地	農地	山林	その他	合計
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
土地の権利関係 （該当するものに○）	自己所有地	売買	借地		
発電設備の出力	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1; border-bottom: 1px solid black; margin-right: 10px;"></div> <div style="text-align: center;">kW</div> <div style="margin-left: 20px; font-size: small;"> （太陽光発電設備の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい値を記入） </div> </div>				

備考	
----	--

- 注1 事業者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記入すること。
- 2 事業区域の面積は、整数で記入すること。
- 3 発電設備の出力は、50kW以上は小数点以下を切り捨て、50kW未満は小数点以下第1位(小数点以下第2位を切捨て)まで記入すること。

(添付書類)

- (1) 太陽光発電施設の位置図
- (2) 現況平面図・縦断面図・横断面図及び現況写真
- (3) 太陽光発電施設の配置計画図
- (4) 事業区域の求積図
- (5) 排水計画平面図
- (6) 太陽光発電事業に関する近隣関係者への説明記録(別紙)
- (7) 条例第6条第4項の規定による近隣関係者の意見を踏まえた必要な措置を今後講じる場合又は当該措置を既に講じた場合は、その内容を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別紙

太陽光発電事業に関する近隣関係者への説明記録

実施方法	説明会 戸別訪問 その他 ()
実施日	
説明会開催場所	
説明者	
周知した 近隣関係者数	周知者数 () 人
周知者からの 主な意見	
意見への対応	
その他	

- 注1 説明会を複数回行った場合は、説明会を行った日、開催場所ごとに、この別紙を作成すること。
- 2 戸別訪問を行った場合は、次に掲げる場合に依り、当該各号に定める方法でこの別紙を作成すること。
- (1) 1戸にのみ訪問した場合又は複数戸に訪問して同じ内容の説明を行った場合 1枚にまとめて作成する。
- (2) 前号の説明を行った後に異なる内容の説明を再度訪問して行った場合 説明した内容ごとに作成する。
- 3 戸別訪問を行った場合で、一定の期間にわたって訪問したときは、実施日の行には当該期間を記入すること。また、複数戸に対して訪問したときは、説明会開催場所の行には「別添のとおり」と記入した上で、訪問先の名簿を添付すること。
- 4 意見への対応は、説明会、戸別訪問等の中で近隣関係者へ説明した内容を記入すること。

(添付書類)

- (1) 周知のため使用し、又は配布した図書の写し

- (2) 周知を行った地域の範囲を示した図面
- (3) 説明会を開催した場合は、開催状況が分かる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

事業者 住所
氏名
電話番号

太陽光発電施設設置届出書

下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例第8条の規定により、
下記のとおり太陽光発電施設の設置について届け出ます。

記

事業区域の所在		
事業区域の面積	m ²	
発電設備の出力	_____ kW (太陽光発電設備の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい値を記入)	
事業実施工程	設置工事完了日	年 月 日
	系統連系(予定)年月日	年 月 日
	運転開始(予定)年月日	年 月 日
	事業廃止予定年月日	年 月 日
事業者の担当者	所属	
	氏名	
	連絡先	
保守点検責任者	住所	
	氏名	
	担当者 (連絡先)	
備考		

注1 事業者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記入すること。

2 保守点検責任者が法人の場合は、主たる事務所の所在地を保守点検責任者の住所欄に、名称及び代表者の氏名を保守点検責任者の氏名欄に記入すること。

(添付書類)

- (1) 太陽光発電施設の位置図
- (2) 太陽光発電施設の配置図
- (3) 事業区域の求積図
- (4) 排水計画平面図
- (5) 太陽光発電事業に関する近隣関係者への説明記録
- (6) 条例第6条第4項の規定による近隣関係者の意見を踏まえた必要な措置を今後講じる場合又は当該措置を既に講じた場合は、その内容を記載した書類
- (7) 太陽光発電施設の設置後の写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※該当する場合は、下記の□に☑を入れること。

□第1号から第6号までの添付書類のうち、次の書類は、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例第7条の規定による届出時に提出した添付書類の内容から変更がないため、提出を省略します。

[]

※上記 [] 内に省略する書類の番号を記入すること。

(例：第1号と第2号の書類を省略するとき [(1)、(2)])

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先） 下関市長

事業者 住所
氏名
電話番号

太陽光発電施設設置変更届出書

下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例第 9 条の規定により、下記のとおり届け出ている太陽光発電施設について、太陽光発電施設設置届の内容を別紙のとおり変更するので、届け出ます。

記

事業区域の所在	
---------	--

別紙

(変更の内容) ※変更がない項目には『無し』と記入してください。

項目	変更前	変更後
事業者	住所 氏名 電話番号	住所 氏名 電話番号
事業者の担当者	所属 氏名 連絡先	所属 氏名 連絡先
保守点検責任者	住所 氏名 連絡先	住所 氏名 連絡先
その他		

注1 事業者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記入すること。

2 保守点検責任者が法人の場合は、主たる事務所の所在地を保守点検責任者の住所欄に、名称及び代表者の氏名を保守点検責任者の氏名欄に記入すること。

(添付書類)

- ・変更の内容が分かる資料

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

事業者 住所
氏名
電話番号

太陽光発電事業廃止届出書

下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例第12条の規定により、下記のとおり太陽光発電事業の廃止について届け出ます。

記

事業区域の所在	
事業区域の面積	m ²
太陽光発電施設撤去工事完了年月日	年 月 日
太陽光発電事業廃止年月日	年 月 日
太陽光発電事業廃止理由	
太陽光発電事業廃止後の土地の利用	<input type="checkbox"/> 原状回復 （原状における用途： ） <input type="checkbox"/> その他 （ ）
特記事項	

注1 事業者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記入すること。

（添付書類）

- (1) 太陽光発電施設の撤去前後の状況が分かる写真
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

（表）

身 分 証 明 書				第 号
下記の者は、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例第14条第1項の規定により立入調査等を行う職員であることを証明する。				
所属 職名及び氏名				
生年月日	年	月	日	
発行年月日	年	月	日発行	
下関市長			印	

（裏）

下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例(抜粋)
(立入調査等)
第14条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、当該職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
2 前項の調査又は質問（次項において「立入調査等」という。）を行う職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(指導、助言及び勧告)
第15条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。